下刈り業務　特記仕様書

請負者は、下刈り事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

1　下刈作業

（1）　現場着手に先立ち監督員の立会を求めなければならない。

（2）　請負者は、下刈作業に当たり、笹、雑草、灌木、つる類等植栽木の成育に支障となる地被物を地際から刈り払わなければならない。刈足高は概ね１５㎝以下とする。

なお、現地の状況からこれにより難い場合は監督員に協議し指示を受けること。

（3）　作業は、植生の繁茂状況を見極め、請負期間中の適期に行わなければならない。

なお、２回刈りを行う区域（区域図参照）については、１回目を６月～７月中に、２回目を８月～10 月中に行わなければならない。

工程表の提出に当たり、１（１）に基づく監督員の立会及び現場着手の時期について事前に監督員と協議すること。

（4）　請負者は、刈り払い物については、植栽木を覆わないよう、植栽木の列間に存置すること。

（5）　請負者は、下刈作業中、植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈り払いには、植栽木の根元に下刈鎌、下刈機の刃部が向かないよう植栽木の外側の方向に刈り払わなければならない。

なお、植栽木等（育成木、残存木）を損傷、誤伐する恐れが高い場合は、先ず植栽木等の周囲を刈り払い、その位置を確かめてからその他の部分の刈払いを行わなければならない。

（6）　作業写真のうち着手前の写真は、1（1）の監督員の立会確認を受ける直前または直後に撮影したものとする。また、監督員の立会状況写真はこれとは別に撮影し、占有植生、植生被覆率が判別できるようなものとすること。

（7）　機械刈を行う場合、振動障害発症の防止のため、使用時間を１日２時間以内とすること。

（8）　機械刈の１連続操作時間は、概ね３０分以内とし、１連続操作の後５分以上の休止時間を設けること。また、他の業務との組合せにより振動業務に従事しない日を設けること。

（9）　植栽木（苗木等）への損傷が生じた場合は、監督員の確認後、同様の樹木を補植すること。

(10)　測量杭等を損傷させた場合は、同等のものを復元すること。

2　その他

（1）　設計図書により、上記の各方法と異なる作業を指示している場合は、監督員に具体的方法について協議すること。

（2）　作業写真

以下の事項に留意し、写真管理を行うこと。

ア　作業箇所の全景

作業前、作業後が対比できるように撮影すること。写真は数カ所から撮影してもよい。

イ　林内

代表的な箇所について作業ごとに作業前、作業中、作業後と同じ角度から対比できるように撮影すること。

また、撮影時にはポール等を設置し寸法が確認できるようにすること。

ウ　撮影位置を示した図面を作成すること。

（3）　記載した事項のほか細部については、別途協議すること。

3　報告及び備付け書類

（1）　作業前に、下記書類を速やかに提出しなければならない。

ア　作業計画書

イ　実施工程表

（2）　請負者が備付けなければならない帳簿及び記載事項

ア　作業日誌（天候、人夫就労状況、作業内容、監督員の指示事項）

（3）　完成時には、次の書類を提出しなければならない。

ア　完成届　（1部）

イ　完成写真　（1部）

ウ　作業写真　（1部）

作業前、植生被覆状況（下刈)、作業状況、作業後、撮影位置図

エ　監督日誌　（1部）

オ　工程表（最終）　（1部）

カ　その他参考資料等　（1部）